

ふくい観光案内所運営委託業務について、企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公示する。

令和7年3月3日

公益社団法人福井県観光連盟 会長 山田義彦

## 1 目的

県内の観光情報を一元的に発信するため、福井の観光おもてなし拠点として整備された福井市観光交流センター内の、県全体の観光情報の収集、発信を行うふくい観光案内所（以下「案内所」という。）を運営する。

## 2 企画提案書の提出を求める事項

（1）企画提案書の提出を求める業務の名称

ふくい観光案内所運営委託業務

（2）企画提案書の提出を求める業務の仕様等

別添「ふくい観光案内所運営委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（3）委託契約期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（36か月）

※この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定を準用する長期継続契約とする。ただし、各年度における予算が成立することを条件とする。

（4）委託契約金額の上限

79,333,320円（36か月）

（うち取引に係る消費税および地方消費税の額7,212,120円を含む。）

### 【内訳】

令和7年4月1日～令和8年3月31日 金26,444,440円

（うち取引に係る消費税および地方消費税の額 2,404,040円）

令和8年4月1日～令和9年3月31日 金26,444,440円

（うち取引に係る消費税および地方消費税の額 2,404,040円）

令和9年4月1日～令和10年3月31日 金26,444,440円

（うち取引に係る消費税および地方消費税の額 2,404,040円）

※本業務に関する協議や各種打合せ、申請等に要する経費を含む。

社会情勢の変動や運営業務における実績等を踏まえて、契約金額を変更する必要があると認められる場合は、協議のうえ、予算の範囲内で契約金額を変更する場合がある。

### 3 参加資格

この企画提案に応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

(1) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条に規定する競争入札参加資格を有していること。なお、競争入札参加資格を有していない場合においても、福井県に対して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5および福井県財務規則第146条に規定する競争入札参加資格審査に関する申請を提出済みであれば、当該項目について参加資格を有するものとして取扱うこととし、競争入札参加資格審査の結果、資格がないと認められた時点において本件に関する参加資格を喪失するものとする。

※競争入札参加資格審査申請書様式は、福井県会計局会計課のホームページからダウンロードできる。

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kaikei/sinsei.html>

- (2) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者でないこと。
- (3) 参加資格認定の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 参加資格認定の日において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 宗教団体や政治活動を活動の目的としていないこと。
- (6) プロポーザルにおけるプレゼンテーション実施日までに納期が到来する国税および都道府県税を滞納していない者であること。
- (7) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

## 4 スケジュール、担当窓口等

### (1) スケジュール

参加表明書の提出期限	令和7年3月 7日（金）12時
質問書提出期限	令和7年3月 7日（金）12時
企画提案書の提出期限	令和7年3月14日（金）17時

### (2) 担当窓口

〒910-0004 福井県福井市宝永2丁目4-10 宝永分庁舎2階  
公益社団法人福井県観光連盟 担当：森、安田

電話：0776-20-0741

FAX：0776-23-3715

E-mail：[info@fukuioyado.com](mailto:info@fukuioyado.com)

### (3) 説明会および案内所現地見学会の実施

説明会および案内所現地見学会については開催しない。

## 5 受審資格認定の申請手続等

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり申請し、受審資格の認定を受けなければならない。

### (1) 提出書類

参加表明書（様式1）（押印不要）に次の書類を添付し、提出すること。

- ・競争入札参加資格通知書（写）

※ 競争入札参加資格を得ていない場合は「競争入札参加資格審査申請書（物品購入等）」の写しを添付し、資格を得た時点で速やかに提出すること。

- ・県税および国税の納税証明書

### (2) 提出期限

令和7年3月7日（金）12時

### (3) 提出先および方法

4（2）の担当窓口まで、電子メールまたは郵送にて提出すること。

### (4) 受審資格の認定時期および通知方法

受審資格の認定結果は、令和7年3月10日（月）までに電子メールにより申請者あて通知する。

### (5) 受審資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明

ア 受審資格の認定を受けられなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができる。この場合においては、令和7年3月12日（水）12時（必着）までに、説明を求める旨を記載した書面を4（2）の担当窓口あてに持参もしくは郵送により提出しなければならない。

イ 説明を求めた者に対して、令和7年3月14日（金）17時までに書面により回答する。

## 6 企画提案書の提出手続

受審資格の認定を受けた者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

### （1）提出書類

- ・企画提案書の提出について（様式2）（押印不要）
- ・次のア～オの内容を盛り込んだ企画提案書

※ 提出書類はA4判（一部A3判資料折込使用可）とし、様式は任意とする。

#### ア 業務内容に関する具体的な企画案

仕様書記載の内容に対する事業提案内容とし、以下の事項は必ず記載すること。

- ・本事業の遂行にあたり重視するポイント
- ・案内所に配置するスタッフ（以下「案内員」という。）の3年間を通じた確保の確実性および人員体制
- ・案内員の知識向上やスキルアップの実施方法  
(案内員経験者向け、案内員未経験者向けそれぞれについて記載すること)
- ・観光案内のための各種情報収集・発信方法
- ・案内員の管理体制
- ・運営業務実施における工夫点  
(例. ワークショップの運営、商品販売、チャットシステムの活用等)

イ 見積書(内訳ができるだけ詳しく記載すること。)

ウ 過去の類似業務実績

エ 会社の概要（組織内容、取扱業務内容、業務連絡体制）が分かる資料

例) パンフレット、登記簿謄本等

オ その他独自の提案

### （2）提出部数

8部

### （3）提出期限

令和7年3月14日（金）17時（必着）

### （4）提出先および方法

4（2）の担当窓口まで、持参または郵送（簡易書留）により提出すること。

ただし、持参の場合は土曜日、日曜日、祝日を除く9時から17時までとし、郵送の場合は、封筒に「ふくい観光案内所運営委託業務企画提案書在中」と朱書きの上、提出すること。

## 7 質問

企画提案および仕様書に関し質問がある場合は、質問書（様式3）（押印不要）に記載の上、電子メールまたはFAXにより送付すること。

### （1）送付先

4（2）の担当窓口

### （2）受付期限

令和7年3月7日（金）12時

### （3）質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年3月10日（月）までに電子メールにより行う。

### （4）到達確認

質問書を提出する際は、必ず電話で到達確認を行うこと。

## 8 企画提案の審査（プレゼンテーション）について

### （1）プロポーザル審査会の実施

企画提案書を提出した者によるプレゼンテーション審査会を以下のとおり実施する。

ア 実施日時 令和7年3月18日（火）9時（予定）

※時間や場所等の詳細については、5（4）で受審資格の認定を受けた者に対し別途通知する。

イ 実施方法 企画提案書をベースとしたプレゼンテーション 15分

質疑応答 15分

ウ 説明者 提案業務の統括責任者および担当者

※業務に直接携わらない者（プレゼンのみの参加者）の参加は認めない。

### （2）契約予定者の選定

ふくい観光案内所運営委託業務選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、企画提案書およびプレゼンテーションの内容を審査した上で契約予定者を決定する。なお、評価は次の基準により行い、評価基準の配点等の質問は一切受け付けない。

項目	詳細
人員の確保(体制) 観光案内業務	3年間を通じた人員確保の確実性があり、人員体制が適切であるか。
	スタッフの福井県の観光に関する知識向上や接遇能力等のスキルアップを十分に図っているか。（案内員経験者向け、案内員未経験者向け）
	外国人観光客に対応した観光案内が可能か
観光情報の収集・発信	観光客の多様なニーズに対応した観光情報の収集および効果的な発信が可能か

観光案内所運営の実施体制	各業務の実施や案内所の運営に必要な組織、運営・管理体制が整っているか
運営業務の工夫	その他の運営業務について、実施方法に工夫が見られるか。 (例. ワークショップの運営、商品販売、チャットシステムの活用等)
独自の提案	独自の提案、または優れている点などがあるか
経費	経費が妥当なものとなっているか

(3) 審査結果は、採用・不採用いずれの場合も書面にて提案者に通知する。

なお、審査内容および各参加者の企画提案内容、見積額等については、非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては一切認めない。

(4) 契約予定者は、公益社団法人福井県観光連盟（以下「連盟」という。）と必要な協議が整った後、連盟が指定する期日までに正式な見積書を提出すること。

## 9 契約の締結

連盟は、契約予定者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行い、協議が整った場合に委託契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

また、連盟は、次の場合には、審査結果において総合評価点が次に高い提案者と協議を行うこととする。

- (1) 契約予定者として選定されたものが、契約の締結に応じないとき
- (2) 財務状況の悪化等により事業の履行が確実でない恐れがあるとき
- (3) その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または不適当となるような事情が生じた場合

## 10 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成、提出等プロポーザル審査会参加に要する経費等は、すべて提案者の負担とする。
- (3) 2案以上の企画提案をした場合は失格とする。
- (4) 提出期限までに企画提案書が到達しなかった場合は、いかなる理由をもっても企画競争に参加できない。
- (5) 提出期限後の企画提案書の差し替えおよび再提出は、原則認めない。
- (6) 提出された企画提案書は返却しない。